

兵庫県公報

平成19年12月18日 火曜日 第1937号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○同 上（同）	4
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	13
○市営土地改良事業の管理計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	15
○土地改良事業の工事完了の届出（同）	15
○国土調査の成果の認証（同）	16
○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	17
○同 上（同）	17
○同 上（同）	18
○同 上（同）	18
○同 上（同）	19
○同 上（同）	19
○同 上（同）	19
○車両制限令に基づく道路の指定（道路保全課）	20
○道路の指定（建築指導課）	20
○道路の位置指定（同）	21
○建築基準法に基づく指定確認検査機関に対する監督命令（同）	21
○建築基準法に基づく指定確認検査機関に対する行政処分（同）	21
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	22
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	23
○大規模小売店舗の新設に関する届出（淡路県民局）	24
○落札者等の公示（管理課）	25
○同 上（同）	25
選挙管理委員会告示	
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	26
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	26
正 誤	
○平成19年3月30日付け兵庫県公報第11号外中	27

告 示

兵庫県告示第1258号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事

項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
太陽鋳工株式会社赤穂工場
赤穂市中広字東沖1603番1
取締役工場長 大田正明
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
太陽鋳工株式会社赤穂工場
赤穂市中広字東沖1603番1

(3) 特定施設に関する事項

種 類	27号ロ 遠心分離機	27号× 廃ガス洗浄施設 (No.1)		27号× 廃ガス洗浄施設 (No.2)	
		通 常	最 大	通 常	最 大
能 力	486L/回	4,800N ³ /時	100N ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左	同 左	同 左	同 左
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月	同 左	同 左	同 左	同 左
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左	同 左	同 左	同 左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左	同 左	同 左	同 左
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左	同 左	同 左	同 左
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	7.5~9	7.5~9	1~2	10.5~11
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	-	-	30	50
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	10	20	20	30
	窒素含有量 (単位 mg/L)	3,750	3,800	4	8
	りん含有量 (単位 mg/L)	-	-	0.9	5
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	1,500	1,520	4	8
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	10	20	10	10	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年12月18日から平成20年1月8日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課

兵庫県告示第 1259 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
旭硝子株式会社高砂工場
高砂市梅井5丁目6番1号
工場長 原 納 猛
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
旭硝子株式会社高砂工場
高砂市梅井5丁目6番1号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	53号イ 研磨洗浄施設	53号ロ 廃ガス洗浄施設 (No.1)		53号ロ 廃ガス洗浄施設 (No.2)	
		通 常	最 大	通 常	最 大
能 力	17,740㎡/日	3,900㎡/時	3,900㎡/時	2,100㎡/時	2,100㎡/時
工事着手予定年月日	許可後	同 左	同 左	同 左	同 左
工事完成予定年月日	着手後6箇月	同 左	同 左	同 左	同 左
使用開始予定年月日	完成後	同 左	同 左	同 左	同 左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左	同 左	同 左	同 左
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左	同 左	同 左	同 左
区 分	通 常	通 常	最 大	通 常	最 大
酸素イオン濃度 (酸素指数)	6~11	9~10	11	9~10	10
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	12	3未満	12	3未満	3
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	35	3未満	35	3未満	3
浮遊物質 (単位 mg/L)	1,250	3未満	1,250	3未満	3
窒素含有量 (単位 mg/L)	13	3未満	13	3未満	3
りん含有量 (単位 mg/L)	1.3	1未満	1.3	1未満	1未満
ふっ素含有量 (単位 mg/L)	1未満	-	-	-	-
ほう素含有量 (単位 mg/L)	1未満	-	-	-	-
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 ㎡/日)	5,080	2	5,080	1	1

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.1)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.2)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.3)	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
23,500㎡/日	35,600㎡/日	19,500㎡/日						
同 左	同 左	同 左						
同 左	同 左	同 左						
同 左	同 左	同 左						
同 左	同 左	同 左						
同 左	同 左	同 左						
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
2~4	2	2~4	2	2~4	2	2~4	2	
3	3	3	3	3	3	3	3	
2.7	3	2.7	3	2.7	3	2.7	3	
1未満	1	1未満	1	1未満	1	1未満	1	
1	3	1	3	1	3	1	3	
1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
45	45	90	90	90	90	90	90	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	研磨排水処理施設			
型	式	自社製			
構	造	鉄筋コンクリート製、鋼板製			
主要寸法 (単位 メートル)		φ4.8×5 H			
能	力	2,000m ³ /日			
汚水等の処理の方式		凝集沈でん+ろ過+活性炭			
工事着手予定年月日		許可後			
工事完成予定年月日		着手後3箇月			
使用開始予定年月日		完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6~9	9	5.5~8.5	5.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30未満	30	4.7	13.5
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100未満	100	4.7	13.5
	浮遊物質 (単位 mg/L)	3,200未満	3,200	10	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1未満	1	1未満	1
	窒素含有量 (単位 mg/L)	11未満	11	2.9	4.1
	りん含有量 (単位 mg/L)	1.1未満	1.1	1未満	1未満
	ふっ素含有量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	1未満	1未満
	ほう素含有量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	1未満	1未満

使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m ³ /日)	1,832	1,832	1,800	1,800
---	-------	-------	-------	-------

(5) 排水水の汚染状態及び量

変更前後の区分	変更前		変更後	
	No.6	No.9	No.6	No.1、2、3、8、9
排水口名				
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	200	4,220	
	最大	200	4,500	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	7	6~8	
	最大	5.8~8.6	5~9	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	25	-	
	最大	35	-	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	5.3	5.1	
	最大	15	14.5	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	5.2	10	
	最大	11.5	26	
ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	0.6	1.2	
	最大	1.2	1.5	
クロム含有量 (単位 mg/L)	通常	0.08	-	
	最大	0.1	-	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	3.6	3.4	
	最大	7	5.7	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.21	0.31	
	最大	0.4	0.51	

雨水専用排水口

雨水専用排水口

鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	0.07	0.07	-
	最大	0.1	0.1	-
六価クロム化合物 (単位 mg/L)	通常	0.05	0.05	-
	最大	0.07	0.07	-
砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	0.015	0.015	-
	最大	0.03	0.03	-
ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	1	1	1
	最大	3	3	3
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	通常	2.3	2.2	2.2
	最大	4	4.7	3.8

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年12月18日から平成20年1月8日まで
 (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

兵庫県告示第 1260 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 六甲バター株式会社稲美工場
 加古郡稲美町国岡260番地の1
 常務取締役工場長 三木 卓
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 六甲バター株式会社稲美工場
 加古郡稲美町国岡260番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	2号ロ 洗浄施設 (No.1～No.4)	
能	力	460L、470L、1,500L、272L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 4時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	8～10	7～11
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	250	350
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	60	90
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	120	180
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	50	80

	窒素含有量 (単位 mg/L)	20	30
	りん含有量 (単位 mg/L)	5	7
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		20/基	20/基

備考 汚水等は公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年12月18日から平成20年1月8日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古郡稲美町産業生活部生活環境課

兵庫県告示第 1261 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社東洋金属熱錬工業所
大阪市西淀川区福町1丁目6-20
代表取締役 川 寄 勝 史
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社東洋金属熱錬工業所 高砂第2工場
高砂市阿弥陀町魚橋字瓦530
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号イ 焼入れ施設	
能	力	1,400kg/時	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		着手後1箇月	
使用開始予定年月日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6~8	5.8~8.6

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15
	浮遊物質 (単位 mg/L)	11	18
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	2	3
	窒素含有量 (単位 mg/L)	5	7
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.3	0.6
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1,080	1,680

備考 汚水等は、場内で循環利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年12月18日から平成20年1月8日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

兵庫県告示第 1262 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	愛宕池	宝塚市大原野	平成14.8.23	平成16.3.30	
同上	藤ヶ谷池	三田市井ノ草	同上	平成17.3.15	
同上	若下池	宝塚市境野、大原野	平成15.8.12	平成18.2.16	
同上	磯辺池	加西市中富町	平成17.10.4	平成19.3.29	
同上	蔵谷池	小野市中番町	平成17.9.26	平成19.3.30	
同上	中池・下池	同 市船木町	同上	平成19.5.25	
同上	廻池（上）	加東市上三草	平成17.9.29	平成19.3.29	
経営体育成基盤整備事業	三木北部 (第3工区)	三木市口吉川町大島、吉祥寺、善祥寺、楨	平成3.10.21	平成10.6.30	区画整理

同 上	三木北部 (第13工区)	同 市細川町垂穂、増田	平成 4. 7. 31	平成13. 3. 28	同 上
同 上	三木北部 (第15工区)	同 市細川町瑞穂	平成 8. 9. 25	平成13. 2. 20	同 上
同 上	三木北部 (第17工区)	同 市口吉川町殿畑	平成 7. 11. 20	平成10. 6. 30	同 上
同 上	三木北部 (第18工区)	同 市口吉川町東中	平成14. 2. 28	平成15. 3. 14	同 上
同 上	三木北部 (第19工区)	同 市口吉川町大島	平成13. 9. 28	平成15. 3. 24	同 上
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事(都市型 緊急整備事業) 小規模	峠池	加古川市野口町良野	平成16. 9. 29	平成19. 3. 30	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	高野池	姫路市船津町上野	平成16. 9. 10	平成18. 5. 31	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事(都市型 緊急整備事業) 小規模	川池	同 市豊富町豊富	平成16. 10. 18	平成19. 6. 11	
同 上	葦池	同 市林田町奥佐見	平成16. 9. 29	平成19. 2. 20	
経営体育成基盤整備事業	原	たつの市揖保川町原	平成14. 10. 16	平成18. 6. 30	区画整理
農業用河川工作物応急対 策事業	北村	同 市新宮町井野原	平成12. 11. 21	平成19. 3. 30	頭首工
同 上	東鶯崎	同 市新宮町西鶯崎	平成18. 9. 11	平成19. 5. 11	同 上
同 上	片島井堰	同 市揖保川町半田	平成18. 9. 28	平成19. 8. 29	頭首工、魚道
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	大正池	同 市揖保川町原	平成15. 10. 8	平成17. 3. 14	
中山間地域総合整備事業 (広域連携型)	レインボー南但 加保農業用用水	養父市大屋町加保	平成18. 1. 26	平成19. 3. 23	農業用用水路
経営体育成基盤整備事業	神代南 (第1工区)	南あわじ市神代社家、神 代浦壁、神代黒道、神代 國衛、神代喜来、神代地 頭方、市市、市青木	平成12. 1. 14	平成18. 1. 10	区画整理、農 業用排水路

同 上	神代南 (第2工区)	同 市神代黒道、神代國衛、神代喜来、神代地頭方	平成14.12.26	同 上	同 上
-----	---------------	-------------------------	------------	-----	-----

兵庫県告示第 1263 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	地 区 名 (工区名)	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
淡 路 市	釜 口 北 地 区 (第 2 工 区)	平成19年12月18日から 平成20年1月7日まで	淡 路 市 役 所

兵庫県告示第 1264 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業主体	事 業 名	地 区 名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
宝塚市	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事	ツゲ池	宝塚市上佐曾利	平成17.8.17	平成19.3.27	
西脇市	同 上	市山池	西脇市黒田庄町石原	平成18.11.14	平成19.5.28	
姫路市	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型緊急整備事業）	大谷口池	姫路市勝原区大谷	平成17.11.9	平成19.3.9	
同 上	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事	門前池	同 市御国野町深志野	平成17.10.6	平成19.3.8	
たつの市	農業用河川工作物応急対策事業	半田	たつの市龍野町北龍野	平成18.3.2	平成19.3.20	用水樋門改築
同 上	基盤整備促進事業（一般型）	小犬丸	同 市揖西町小犬丸	平成18.9.4	平成19.3.31	ゴム堰改修

朝来市	中山間地域総合整備事業（一般型）	生野	朝来市生野町円山、栃原下、栃原上、黒川長野、黒川本村、黒川スダレノ、南真弓、竹原野	平成14.7.1	平成19.3.30	農道舗装水路整備
同上	基盤整備促進事業（一般型）	山東1	同 市山東町栗鹿	平成17.10.12	同上	水路整備
篠山市	農業用河川工作物応急対策事業	追分	篠山市小枕	平成18.10.13	平成19.5.23	井堰及び鋼製ゲート改修
南あわじ市	基盤整備促進事業（一般型）	生子上（全工区）	南あわじ市賀集生子、賀集福井	平成13.9.21	平成19.2.28	区画整理

~~~~~

兵庫県告示第 1265 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1(1) 調査を行った者の名称  
淡路市
- (2) 調査を行った期間  
平成13年7月から平成19年3月まで
- (3) 成果の名称  
淡路市（尾崎・新村・遠田の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
淡路市尾崎・新村・遠田の各一部
- (5) 認証年月日  
平成19年12月5日
- 2(1) 調査を行った者の名称  
淡路市
- (2) 調査を行った期間  
平成15年8月から平成18年3月まで
- (3) 成果の名称  
淡路市（下司・塩尾の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
淡路市下司・塩尾の各一部
- (5) 認証年月日  
平成19年12月5日
- 3(1) 調査を行った者の名称  
宍粟市
- (2) 調査を行った期間  
平成17年6月から平成19年1月まで
- (3) 成果の名称  
宍粟市（波賀町谷の一部③）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域



宍粟市波賀町谷の一部

- (5) 認証年月日  
平成19年12月5日
- 4(1) 調査を行った者の名称  
宍粟市
- (2) 調査を行った期間  
平成17年6月から平成19年1月まで
- (3) 成果の名称  
宍粟市（波賀町戸倉の一部②）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
宍粟市波賀町戸倉の一部
- (5) 認証年月日  
平成19年12月5日

~~~~~

兵庫県告示第1266号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市氷上町上新庄字南後山52、53の1から53の3まで、氷上町下新庄字明法寺2001の4・氷上町賀茂字西山2426の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第1267号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市氷上町三原字向山1の1、氷上町三方字船坂2155の2から2155の4まで、字坂ノ谷2157の1、2157の2、字上向山2171、2172、字中向山2182から2186まで
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1268号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市氷上町三原字常小山10、11、12の2、15の2、16から18まで、19の1、20から22まで、23の1
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1269号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市氷上町井中宇山2244の1から2244の3まで
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第1270号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 保安林予定森林の所在場所

丹波市青垣町東芦田字芦谷211、212の1、212の3、213、214、214の1、215の1、216の1、216の3、217の1、字楽昌寺奥3241から3243まで、3251の1から3251の3まで、3252、3252の1、3253、3254の1

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字芦谷211、212の1、212の3、213、214、214の1、215の1、216の1、216の3、字楽昌寺奥3241から3243まで・3253（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、3251の3、3252、3252の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第1271号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 保安林予定森林の所在場所

丹波市春日町中山字鏡2136の1から2136の5まで

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第1272号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市山南町青田字初原710の5、710の18
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第 1273 号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距も応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路 線 名         | 区 間                                          |
|---------------|----------------------------------------------|
| 国道<br>2 5 0 号 | 姫路市網干区余子浜字村裏221番3から<br>同 市網干区浜田字南用坪223番5まで   |
| 県道<br>姫路木材港線  | 姫路市網干区浜田字東新々田1250番1から<br>同 市網干区浜田字南用坪223番5まで |

2 指定する期日

平成19年12月18日

兵庫県告示第 1274 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。  
なお、その関係図書は、平成19年12月18日から東播磨県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指 定 番 号           | 指 定 年 月 日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置                                                                          | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H19東播予定<br>0001号 | 19. 11. 26           | 加古郡稲美町国安字小池ノ内200番の一部、201番の一部、202番1の一部、208番2の一部、251番2の一部、1153番の一部、1154番の一部          |               |               |
|                   |                      | 加古郡稲美町国岡字小池1150番1の一部、1150番3の一部                                                     | 25.0          | 51.6          |
|                   |                      | 加古郡稲美町国安字皿池231番1の一部、238番1の一部、239番の一部、240番の一部、242番の一部、245番1の一部、263番の一部、264番2の一部、264 | 16.0          | 141.8         |
|                   |                      |                                                                                    | 8.0           | 388.2         |
|                   |                      |                                                                                    | 6.0           | 531.8         |

|  |                                                                                                         |     |      |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|
|  | 番3の一部、265番1の一部、266番の一部、269番の一部、270番5の一部、271番の一部、272番の一部<br>加古郡稲美町岡字辻ヶ外281番の一部、282番の一部、283番1の一部、283番2の一部 | 5.0 | 22.3 |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|

~~~~~

兵庫県告示第 1275 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成19年12月18日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19西播位置 0007号	19. 12. 5	揖保郡太子町馬場字下不毛111番8	6.00	37.01

~~~~~

#### 兵庫県告示第 1276 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の30第1項の規定による命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 監督命令をした年月日  
平成19年12月7日
- 2 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称  
学校法人誠和学院
- 3 事務所の所在地  
学校法人誠和学院まちづくりサポートセンター  
姫路事務所 姫路市栗山町151番地の2  
加古川事務所 加古川市加古川町北在家2646番地  
神戸事務所 神戸市中央区江戸町94番地の2
- 4 代表者の氏名  
理事長 中 農 一 也
- 5 監督命令の内容  
(1) 確認検査の業務の公正な実施の確保  
(2) 業務改善計画の提出  
(3) 業務実施に関する定期的な報告
- 6 監督命令の原因となった事実  
上記機関は、代表者が関係する企業が施工を行う建築物に係る確認を実施してはならないにもかかわらず、その建築物に係る確認を実施した。  
このことは、建築基準法第77条の20第5号に違反する。

~~~~~

兵庫県告示第 1277 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に

基づき、次のとおり公示する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成19年12月7日
- 2 処分を受けた指定確認検査機関の名称
学校法人誠和学院
- 3 事務所の所在地
学校法人誠和学院まちづくりサポートセンター
姫路事務所 姫路市栗山町151番地の2
加古川事務所 加古川市加古川町北在家2646番地
神戸事務所 神戸市中央区江戸町94番地の2
- 4 代表者の氏名
理事長 中 農 一 也
- 5 処分の内容
平成20年1月7日から同年5月6日までの4月間の以下の確認検査業務の停止
(1) 確認検査に係る契約を新たに締結する行為
(2) 既に締結した契約の変更により、確認検査の業務を追加する行為
(3) 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積もり、交渉等の行為
- 6 処分の原因となった事実
上記機関は、建築基準法第77条の20第5号の規定により代表者が関係する企業が施工を行う建築物に係る確認を実施してはならないにもかかわらず、その建築物に係る確認を実施した。
このことは同法第77条の35第2項第4号に該当する。

兵庫県告示第 1278 号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成19年12月19日から適用する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

表中「芦屋市浜風町」を「芦屋市公光町」に、「同 龍野支部」を「同 たつの支部」に、「同 城崎支部」を「同 豊岡北支部」に、「同 岩屋支部」を「同 淡路支部」に、

を	「	同 津 名 西 支 部	淡路市郡家	」
	同 南 あ わ じ 支 部	南あわじ市市善光寺	」	
を	「	同 南 あ わ じ 支 部	南あわじ市市善光寺	」
	に、	「	社団法人兵庫県 貸金業協会	神戸市中央区海岸通
を	「	株式会社ヤマト ヤシキ	株式会社ヤマトヤシキ	姫路市二階町
	「			

株式会社ヤマト
ヤシキ

株式会社ヤマトヤシキ

姫路市二階町

に改める。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町二子字谷田741番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡播磨町二子123番地
松井尊聖
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年9月14日
兵庫県指令東播（建）第1-11号（19播磨）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市大村字宮カネ594番1、595番3、595番7の一部、617番1の一部、618番1の一部、619番1、619番6から619番9まで、620番、621番の一部、622番1、623番6、623番7、624番1の一部、624番4から624番6まで、629番、629番2、632番7
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年6月8日
兵庫県指令北播（建）第1-4号（19三木）
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町福田字町田377番1、377番2、377番3、380番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市飾磨区中野田1丁目21番地
有限会社ウィルエステート 代表取締役 迫井圭二
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年8月3日
兵庫県指令中播（建）第1-3号（19福崎）
- 4 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町山崎字前田598番1、598番5、598番7、598番8、598番9、598番10
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
伊丹市緑ヶ丘6丁目46番地1 東野宿舎2-502号
伊賀勝則
神崎郡福崎町福崎新9番地1
松本和也
高砂市伊保崎5丁目14番25-304号
楠田幸長
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年10月31日

- 兵庫県指令中播（建）第1—4号（19福崎）
- 5(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市北野中字新田411番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市加里屋49番地の7 マエダビル4F
有限会社クリエイトマエダ 代表取締役 前 田 一 之
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年11月6日
兵庫県指令西播（建）第1—3—2号（19赤穂）

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月18日

淡路県民局長 原 田 一 二 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コーナンホームストック淡路東浦店
所在地 淡路市久留麻2068番地の1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 コーナン商事株式会社
代表者の氏名 疋 田 耕 造
住所 堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名又は名称 コーナン商事株式会社
法人の代表者の氏名 疋 田 耕 造
住所 堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年7月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,063平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
85台
 - (2) 駐輪場の収容台数
38台
 - (3) 荷さばき施設の面積
62.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
15立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成19年11月30日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び淡路県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
平成19年12月18日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成20年4月18日
提出先 淡路県民局県土整備部まちづくり課
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

~~~~~

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年12月18日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
ICTスクールコンピューター一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年11月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
NTTファイナンス株式会社神戸支店  
神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル6階
- 5 落札金額  
118,881,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成19年10月16日

~~~~~

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年12月18日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムに係る県サーバー等機器一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年11月26日
- 4 落札者の名称及び住所

富士通リース株式会社神戸支店
神戸市中央区東川崎町一丁目7番4号

- 5 落札金額
80,511,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成19年10月16日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第 81 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成19年12月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	90,688
選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	822,400

兵庫県選挙管理委員会告示第 82 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成19年12月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

(選挙区名)	(選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)
神戸市東灘区	54,876
神戸市灘区	34,507
神戸市中央区	31,693
神戸市兵庫区	30,380
神戸市北区	61,011
神戸市長田区	28,010
神戸市須磨区	46,032
神戸市垂水区	61,079
神戸市西区	64,800
姫路市	133,513
尼崎市	126,873
明石市	78,478
西宮市	124,989
洲本市	13,825
芦屋市	25,722
伊丹市	52,091

相 生 市	9,025
豊 岡 市	24,435
加 古 川 市	71,026
龍 野 市	10,903
赤穂市及び赤穂郡	18,822
西 脇 市	9,932
宝 塚 市	60,581
三 木 市	22,711
高 砂 市	25,579
川西市及び川辺郡	51,861
小 野 市	13,160
三 田 市	28,877
加 西 市	13,217
篠 山 市	12,425
養 父 市	7,829
丹 波 市	19,165
南 あ わ じ 市	14,530
朝 来 市	9,476
淡 路 市	13,920
宍 粟 市	11,976
加 東 市	10,611
多 可 郡	8,682
加 古 郡	17,800
飾 磨 郡	7,535
神 崎 郡	12,709
揖 保 郡	20,057
佐 用 郡	5,800
美 方 郡	10,778

正 誤

○平成19年3月30日付け（兵庫県公報第11号外）

行政組織規則等の一部を改正する規則（平成19年兵庫県規則第39号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
20	上から6	附則第3条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条第1項とし、同条第4項の表防災計画課の項を次のように改める。	附則第2条の表のじぎく大会課の項から21世紀の森課の項までを削る。 附則第3条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条第1項とし、同条第4項の表防災計画課の項を次のように改める。